



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会社名	タカラバイオ株式会社 (コード番号 4974 東証マザーズ)
本社所在地	滋賀県大津市瀬田三丁目 4 番 1 号
代表者	代表取締役社長 仲尾 功一
問合せ先	専務取締役 松崎 修一郎
TEL	(077) 543-7212
URL	http://www.takara-bio.co.jp/
親会社等の名称	宝ホールディングス株式会社
代表者	代表取締役社長 柿本 敏男 (コード番号 2531 東証第 1 部)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会決議により、平成27年6月23日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 滋賀県草津市に現在建設中である新研究棟に本社機能を移転するため、現行定款第3条(本店の所在地)について、所要の変更を行うものであります。

ただし、本変更につきましては、平成28年に開催される第14回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、これを明確にするため附則を新設するものであります。

(2) 取締役および監査役が、期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条および第427条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、変更案第26条(取締役の責任免除)および第34条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

なお、変更案第26条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、変更案第26条および第34条の新設に伴い、一部条数の繰下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を滋賀県大津市に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を滋賀県草津市に置く。
<新設>	<u>(取締役の責任免除)</u> 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議

